

介護保険と税金

所得税などの申告受け付けが2月18日から始まります。そこで、今回は介護保険と税金の関係についてご説明します。

介護保険 三二講座



介護保険料は

四十歳以上の人が平成十三年中に支払った介護保険料が、社会保険料控除の対象として所得から控除されます。

介護保険施設の利用料は

介護保険施設で介護サービスを利用した場合、利用料（自己負担分）のうち、次の



日常生活の動作訓練（デイサービスセンター）

ものが医療費控除の対象になります。

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所の場合

条件 要介護1～5の認定を受けている人

対象経費 介護サービス費および食費の自己負担額として支払った額の二分の一の額（日常生活費は除く）

介護老人保健施設または介護療養型医療施設に入所の場合

対象経費 介護サービス費および食費の自己負担額として支払った額（日常生活費は除く）

在宅で介護保険サービスを利用した場合は

介護サービス計画（自己作成を含む）に基づき、次のから のサービスのいずれかを利用してある場合、その利用料が医療費控除の対象になります。

訪問看護（老人保健法および医療保険各法の訪問看護を含む）

訪問リハビリ

居宅療養管理指導

通所リハビリ

短期入所療養介護（振替利用を含む）

活動状況

さらに、からのサービスのいずれかを利用してある人が次のからのサービスを利用してある場合は、介護保険給付の対象となる利用料も医療費控除の対象になります。

訪問介護（家事援助が中心の場合は除く）

訪問入浴介護

通所介護

短期入所生活介護（振替利用を含む）

必要なものは

医療費控除を受ける場合には、サービス提供事業者発行の領収書などが必要です。

問い合わせ先 高齢社会課
☎ 20 3 1 7 4

地域福祉権利擁護事業を活用してください

判断力に不安のある高齢者や障害者が、安心して在宅生活を送れるよう援助します。

援助の内容

福祉サービスの利用援助
利用に関する情報提供・相談・助言
利用手続きの代行、利用料の支払い

苦情の解決の援助

日常的金銭管理サービス
預貯金の払い戻し
税金や公共料金などの支払い

書類などの預かりサービス

預金通帳や実印、権利証書などの預かり

利用料

1時間以内/1200円
（以降30分ごとに600円）
書類などの預かりサービス/月額200円

問い合わせ先 地域福祉権利擁護センター（鳥取県社会福祉協議会内）☎ 59 6 3 3 4